

chemSHERPA Ver.2 の概要

アーティクルマネージメント推進協議会
ツール委員会

■ アジェンダ

【chemSHERPA Ver.2の概要】

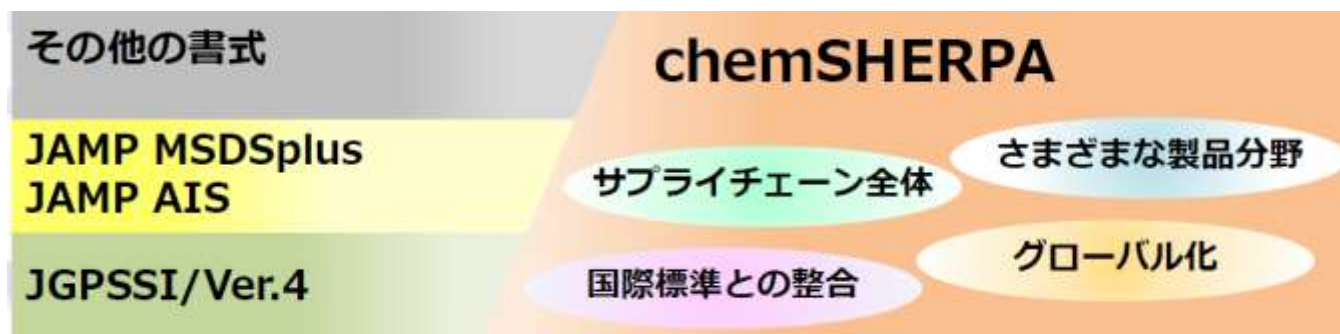
- 1.改訂の目的
- 2.主な変更点
- 3.改訂スケジュール
- 4.バージョンアップにおける留意点

1. chemSHERPA Ver.2 改訂の目的

- chemSHERPAは国際規格であるIEC62474に準拠しています。このIEC62474の規格改訂が行われました。当該規格への準拠を維持するため、chemSHERPAをVer.2にバージョンアップします。

【IEC62474 準拠の目的】

- chemSHERPAを日本全体の業界横断的な仕組みとし、また単なる日本標準ではなく、国際標準を目指し得るものとする。このため既に国際規格として制定されているIEC62474と齟齬のない仕組みとし、更に対象範囲を広げる形でISO/IEC化などを目指し得るスキームとする。



2. chemSHERPA Ver.2 主な変更点

1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- 1) 情報伝達フォーマット（スキーマ）の変更
- 2) REACH規則の“Article”定義への対応
- 3) IEC62474 ExemptionListへの対応

2. 管理対象基準の追加

- 1) 欧州医療機器規則（MDR）の追加

3. 新たな機能要件の追加

- 1) 遵法判断情報の複合化/単純化機能
- 2) 部品質量の変更機能

4. データ作成支援ツール Ver.1における課題対応

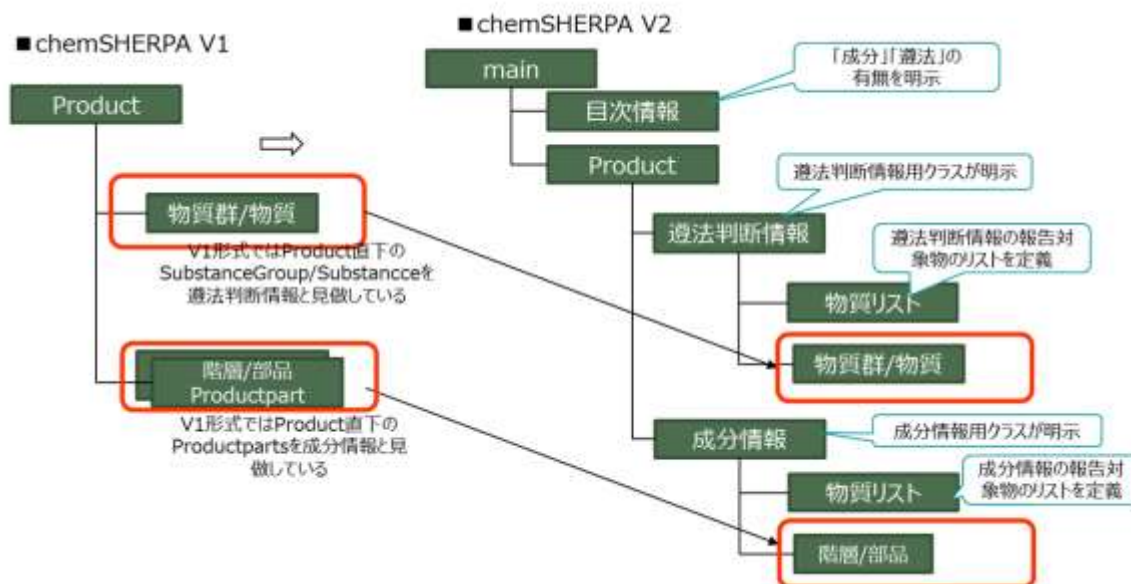
2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

1) 情報伝達フォーマット（スキーマ）の変更



・ IEC62474 Ed2.0/2018では、「遵法判断情報宣言」と「成分情報宣言」の2種類のマテリアルデklarेशन要件が定義されるなど、**伝達書式規定（スキーマ構造）が変更されました（スキーマバージョン X8.00）**。chemSHERPAでも、これを反映し、**情報伝達書式の変更（項目の変更や削除）※を行います。**

※ これまでのIEC62474 Ed1.0/2012 に対応したchemSHERPAの書式をV1形式、IEC62474 Ed2.0/2018 に対応した書式をV2形式と呼びます。



2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

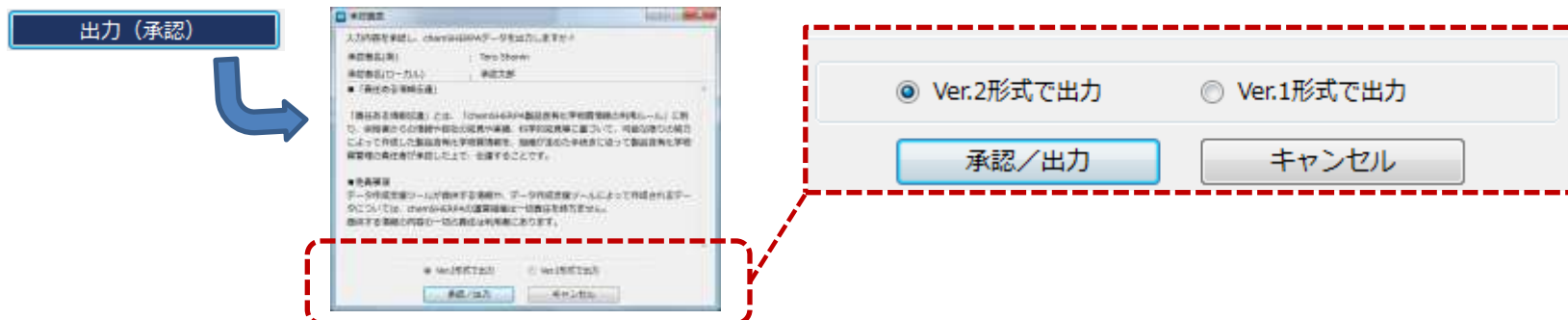
- ・ V2形式のリリース後、サプライチェーンでの混乱を避けるため、**データ作成支援ツール Ver.2では、当面V1形式での入出力も可能※**とします。



※V1 形式：IEC62474 ed1 2012（スキーマバージョン X6.01）に準拠した chemSHERPA の書式

※V2 形式：IEC62474 ed2 2018（スキーマバージョン X8.00）に準拠した chemSHERPA の書式

※データ読み込み時はツールがV1/ V2形式を自動識別します。データ出力時はV1形式、V2形式のどちらで出力するかを画面選択します。（デフォルトはV2形式）

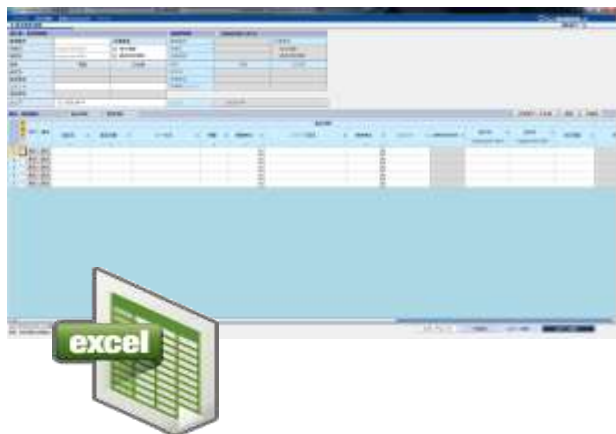


2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- chemSHERPA Ver.2が利用する物質リストは、V1形式、V2形式のどちらを取り扱うにしても、最新の物質リストとなります。

ex) chemSHERPA Ver.2の初回リリースでは物質リストもVer.2.00.00となりますので、V1形式で作成されたデータを現状のデータ作成支援ツール Ver.1.07.00で取り扱う事はできません。最新の物質リストを対象とする場合、V1形式を利用する場合でも、データ作成支援ツール Ver.2を使用します。

【chemSHERPA Ver.2.x】



【物質リスト Ver.2.x】



【V1形式】



* 物質リストVer. 2.x



【V2形式】



* 物質リストVer. 2.x

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- 作成されたchemSHERPAのデータファイルがどのバージョンの形式なのかが識別できるよう、**統合バージョン、出力形式名（V1/V2）をデフォルトファイル名※に含めます**。またデータ作成支援ツールに読み込み後、画面上でデータの形式が表示されるように変更します。

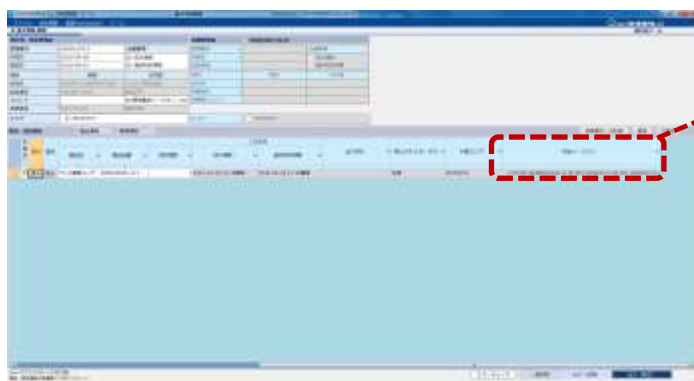
※ファイル名の命名規則として推奨しますが、変更可能であること、またファイル名が命名規則に則ったものでも、実際のデータファイル形式がchemSHERPAの書式規程にそぐわない等も考えられますので、実際の形式判断はデータの中身で確認します。

【ファイル名 命名規則（推奨）】

識別子_発行者整理番号_**統合バージョン_出力形式**_出力日付時分秒.拡張子

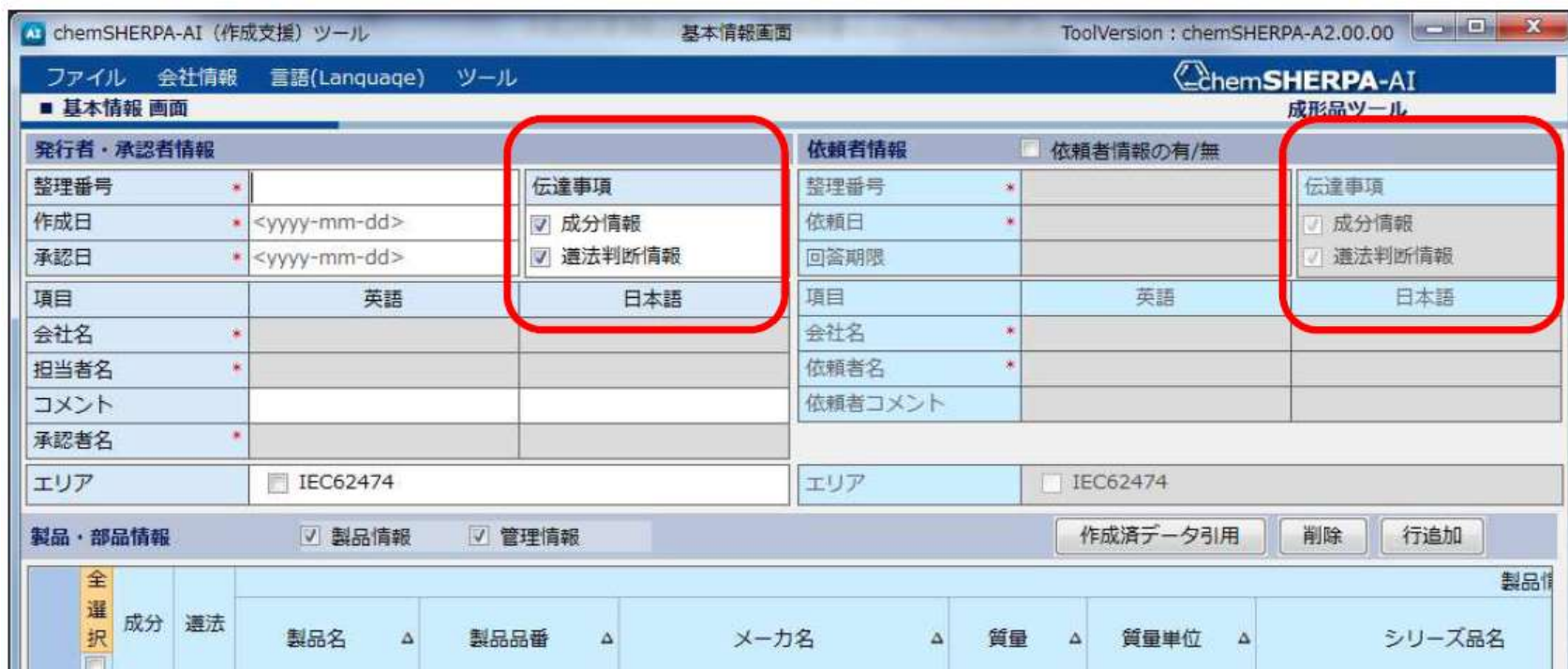
ex) 成形品V1形式 : SHAI_9999999999_2.00.00_V1_20190901113922.shai

【データ作成支援ツールでの確認（基本情報画面）】



2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- ・ IEC62474 Ed2.0/2018で、成分情報と遵法判断情報の2種類のマテリアルデklarेशनが可能となったことに対応して、データ作成支援ツール上でも成分情報と遵法判断情報のどちらを（または両方を）提供するかを選択できるようになります。（依頼者側も同様）



chemSHERPA-AI (作成支援) ツール 基本情報画面 ToolVersion : chemSHERPA-A2.00.00

ファイル 会社情報 言語(Language) ツール

■ 基本情報 画面

発行・承認者情報

伝達事項

☒ 成分情報

☒ 遵法判断情報

項目 英語 日本語

会社名 *

担当者名 *

コメント

承認者名 *

エリア ☐ IEC62474

依頼者情報

☐ 依頼者情報の有/無

伝達事項

☒ 成分情報

☒ 遵法判断情報

項目 英語 日本語

会社名 *

依頼者名 *

依頼者コメント

エリア ☐ IEC62474

製品・部品情報 ☒ 製品情報 ☒ 管理情報

作成済データ引用 削除 行追加

全選択

成分 遵法

製品名 Δ 製品品番 Δ メーカー名 Δ 質量 Δ 質量単位 Δ シリーズ品名

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

2) REACH規則の“Article”定義への対応



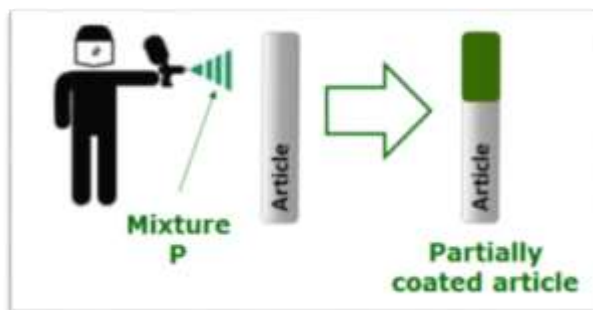
- ・ IEC62474 Ed2.0/2018では、REACH規則のアーティクルの定義「成形品 (Article) とは、製造時に化学組成よりも大きく機能を決定する特定な形状、表面又はデザインを与える対象物」、ならびに**SVHC の分母の解釈**に関する欧州司法裁判所の判決が、**製品重量から構成部品**になったことを考慮し、伝達書式規定 (スキーマ構造) で**SVHC分母に相当するアーティクルを識別可能とする区分 (Articleフラグ)**が追加されました。
- ・ chemSHERPAでは、基本的に成分情報の末端に定義される「部品 (原部品)」が、ファーストアーティクル (アーティクルと判断されるべき最小単位) に該当すると考え、成分情報作成時、自動的にこの「Articleフラグ」を設定します。

【成分情報画面「部品」】

部品		材料		物質	
名称	数量	名称	質量	単位	公称規格
ワイヤー	1.5	銅(赤銅)	1.5	g	
端子	0.8	PVC	0.8	g	
	2.4997	鉄鋼/鉄鋼/焼	2.4997	g	
	0.3	鉛	0.3	mg	

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- ・ 前述通りchemSHERPAでは、末端に定義される「部品（原部品）」にArticleフラグを設定しますが、欧州司法裁判所の判決をうけて改訂された REACH 規則の成形品に関するガイダンス(第4版)では、塗料や接着剤中のSVHCについて、次のように示されており、**金属の棒などのArticleに塗料で着色する場合、金属棒中のSVHC濃度の分母は金属棒の重量、塗料中のSVHC濃度の分母は金属棒と塗膜の合計重量となると**されています。



REACH33条のもとでの情報伝達

	含有率の分母
ArticleX中のSVHC	ArticleXの質量
塗料 P 中のSVHC	ArticleXの質量 + 塗膜の質量

出典：Guidance on requirements for substances in articles Version4.0

- ・ chemSHERPAでは上記のようなケースも想定し、**デフォルトで自動的に設定されるArticleフラグを任意に変更（修正）**できる仕様としています。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

【データ作成支援ツールにおけるArticleフラグの表示/修正】

chemSHERPA-AI (作成支援) ツール

ファイル

- EXCEL出力 (参照用)
- Articleフラグ表示
- 部品質量合計表示

成分情報

chemSHERPA-AI (作成支援) ツール 成分情報画面 ToolVersion : chemSHERPA-A2.00.00

ChemSHERPA-AI 成成品ツール

製品番号 確定日時 対象エリア

製品名 製品質量

※ctrl+マウススクロールで拡大

成分情報

物質情報更新 行削除 全クリア

階層		部品		材質		物質		物質		物質		物質		物質		物質		物質		物質	
名称	員数	名称	Article	員数	用途	分類記号	名称	Article	質量	単位	公的規格	コメント	物質	CAS番号	材料めり最大含有率 (%)	コメント	物質	CAS番号	材料めり最大含有率 (%)	コメント	
行追加		行追加			選択	行追加							選択	行追加							
1		CortedX	on	1	1.母材	R111	高合金鋼	on	10.2	g			Tetralead trioxi...	12202-1...	0.5						
2					11. (表面処理系) 塗装	S401	塗膜樹脂		0.3	g			Bis(2-ethylhexy...	117-81-7	30						

デフォルトの状態では、「部品 (CortedX)」にのみ"on"となっている。鋼材は材質だが Article に該当すると判断した場合は、ユーザが材質を"on"に修正。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

・ chemSHERPAの機能「**成分情報→遵法判断変換機能**」では、成分情報から、エリア（たとえばIEC62474）の各対象物質の濃度を計算し、対象物質ごとに設定される閾値以上か未満かを判断して、遵法判断情報の含有判定や含有濃度を自動設定します。

この変換におけるREACH規則の**SVHC閾値算出分母を、データ作成支援ツールVer.1では、製品質量としていましたが、データ作成支援ツールVer.2では、成分情報のArticleフラグの位置で、算出分母が判断される**ことになります。

【IEC62474で定義されている閾値分母の種類とchemSHERPAデータ作成支援ツールVer.1/Ver.2での扱い】

ReportingLevel (報告閾値の分母)	chemSHERPA データ作成支援ツール ver.1 での扱い	chemSHERPA データ作成支援ツール ver.2 での扱い
Product	製品質量を分母とする。	製品質量を分母とする。
Article	製品質量を分母とする。	ファースト Article に該当する材質または部品または製品の質量を分母とする。
ProductPart	最下層部品質量を分母とする。	最下層部品質量を分母とする。
Material	材質質量を分母とする。	材質質量を分母とする。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

3) IEC62474 ExemptionListへの対応



・ chemSHERPAでは、これまでEU RoHS指令やEU ELV指令の適用除外用途を整理し、外部リストとして独自に管理、適用除外用途を伝達できるよう利用してきましたが、IEC62474 Ed2.0/2018においても以下のExemptionListが定義される事になりました。

- ・EU RoHS AnnexIII (EU RoHS指令で全製品カテゴリに適用される適用除外用途)
- ・EU RoHS AnnexIV (EU RoHS指令で製品カテゴリ8と9に適用される適用除外用途)
- ・China RoHS (中国RoHS指令で全製品カテゴリに適用される適用除外用途)

・規格整合のため、**chemSHERPAにおいてもEU RoHSについては、IEC62474で定義されたExemptionListを適用**します。なお、China RoHSについては、現時点ではEU RoHSと基本は同じであること（ただし期限が異なる）、それぞれの除外用途を入力することのユーザの負担等を考慮し、chemSHERPAでは採用せず、今後のニーズ、動向に応じて検討することとしています。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

- ・ IEC62474 のExemptionList では、製品カテゴリごとに別の適用除外ID が振られています。一方、川上～川中の企業では、自社で製造する製品が、最終的にどんな製品になるかわからない場合も多いことから、chemSHERPA では用途の内容で分けた分類を使用し、製品カテゴリ・期限別の詳細分類は用いません。たとえば、法令番号“5(a)”についてのIEC62474 ExemptionID 一覧をカテゴリ別に表にすると、00031-A-01～00031-A-05 のように分けられていますが、chemSHERPAではカテゴリを区分しない00031-A-00 を伝達のID とします。
(期限(Multiple)はカテゴリ別の期限の内、最遅の期限が設定されます)

ID	法令番号	除外用途	製品カテゴリ	発効日	期限
00031-A-00	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes			Multiple
00031-A-01	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes	1 to 7 and 10	2011-07-22	2016-07-21
00031-A-02	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes	8 and 9 other than in vitro and industrial	2014-07-22	2021-07-21
00031-A-03	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes	8 in vitro	2016-07-22	2023-07-21
00031-A-04	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes	9 industrial	2017-07-22	2024-07-21
00031-A-05	5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes	11 other EEE	2019-07-22	2024-07-21

※但し上記のように製品カテゴリごとに適用期限が異なる場合（-01,-02といった枝番で定義されているものに関して）は、それらを参考情報として画面に表示します。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

【データ作成支援ツール RoHS適用除外選択画面での表示例】



34	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛
41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン...
5(a)	CRT(ブラウン管、冷極線管)のガラスに含まれる鉛
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛
6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重層

【カテゴリ別内容の参考表示】

参考情報	スリーク	表示記号	用途名	適用範囲と期限	製品カテゴリ	適用開始日	期限
	期限切れ	5(a)	Lead in glass		1 to 7 and 10	2011-07-22	2016-07-21
	期間内	5(a)	Lead in glass		8 and 9 other	2014-07-22	2021-07-21
	期間内	5(a)	Lead in glass		8 in vitro	2016-07-22	2023-07-21
	期間内	5(a)	Lead in glass		9 industrial	2017-07-22	2024-07-21

※ IEC62474のExemptionListを適用するに当たり、chemSHERPA Ver.2から適用除外用途を示す用途コードが変更となります。ただしこれまでの継続性に配慮し、V1形式で出力する場合は従来の用途コードを使用します。（内部的にV1形式とV2形式の用途コードを対応付ける仕組みとしています。）

また、ExemptionListに関連して、これまでchemSHERPA Ver.1では1物質の含有情報にひとつの適用除外用途しか設定できませんでしたが、Ver.2からは複数の適用除外用途の選択が可能となります。（複数設定時もV1形式で出力する場合は内部的な対応付けにより、ひとつに限定されます。）

2.2. 管理対象基準の追加

1) 欧州医療機器規則（MDR）の追加



- 追加する管理対象基準：LR08 欧州医療機器規則
(Medical Device Regulation 2017/745 ; MDR)
- 選定理由：
 - 2017年5月に欧州医療機器規則（MDR）が改正され、特定の医療機器においてCLP規則のCMR物質、REACH規則のSVHCの中で人に対する内分泌かく乱物質に該当するもの、及び殺生物性製品規則（BPR）における人に対する内分泌かく乱物質の使用を制限する規制が制定されたため、本規制遵法対応のために追加します。
- 管理対象物質：
 - LR08 MDR 管理対象物質のひとつとなるCLP規則のCMR物質は、現在のLR07 REACH AnnexXVIIにほとんどは包含されているものの、CLP規則からREACH規則に移行する法的手続きのために、最新情報の追加に1～2年の遅れが生じています。今回の改訂により、最新のCLP規則の追加CMR物質がchemSHERPAに反映されます。
※MDRではナノマテリアルの使用についても制限されていますが、ナノマテリアルについては対象としていません。
- 収載フラグ「1」：
 - chemSHERPAでは特に物質の区分をせず、当該管理対象基準に該当することのみを意味します。

2.2. 管理対象基準の追加

- 管理対象基準追加の影響：

- chemSHERPA-CI/chemSHERPA-AI（化学品/成形品）での成分情報
 - LR08 MDRが追加されたことにより、成分情報にLR08 MDRの新しい管理基準が加わり、そのフラグ記載欄で、LR08 MDR管理対象物質の含有有無を識別できるようになります。
- chemSHERPA-AI（成形品）での遵法判断情報
 - 現状の遵法判断情報（エリア情報）ではLR08 MDRは対象外のため、影響はありません。

【データ作成支援ツール 成分情報画面】

部品		材料		物質		任意報告		法規制															
名称	異数	用途	分類記号	名称	質量	単位	公的規格	コメント	物質	CAS番号	材料あたり最大含有率(%)	コメント	一括	CSC	TSC	ELV	RoHS	POPs	SvHC	REACH Annex	MDR	AD	ELC
行追加	選択	行追加							選択	行追加			該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
1																							
2																							
3																							
4																							

2.2. 管理対象基準の追加

- chemSHERPAデータ作成支援ツール以外のchemSHERPA対応システム：
 - 今回追加される管理対象基準（LR08 MDR）は、システム開発用に公開しているデータ定義上、予め拡張を想定して定義されている項目を利用しますので、chemSHERPAで実際にLR08 MDRが追加されるタイミングと、各社システムでのLR08 MDR対応タイミングが同期しなくても、システム動作上は特に影響はないと想定しています。
 - 但し、管理対象物質で管理対象基準がLR08 MDRにしか該当しない物質が存在した場合、LR08 MDR未対応のシステムでは、対象物質がどの管理対象基準にも該当しない任意物質扱いのデータとなるため、情報流通上で問題が生じる可能性がある事をご留意ください。

2.3. 新たな機能の追加

1) 遵法判断情報の複合化/単純化機能

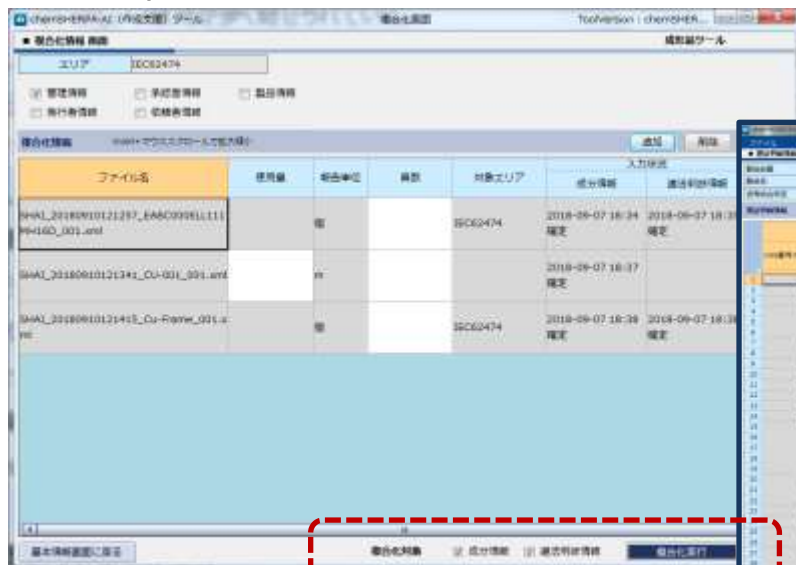


- データ作成支援ツールver.1では、複合化の対象は成分情報だけであり、遵法判断情報は複合化して作成した成分情報をもとに一から作る必要がありました。川下の組み立て事業者では、膨大な成分情報をもとに、すべての遵法判断情報を作成するのは負担が大きいことから、データ作成支援ツールver.2では「**遵法判断情報の複合化**」も可能とします。
- 一方、サプライチェーンが長い製品の最川下側では製品の部品点数が非常に多くなり、対象化学物質を閾値を超えて含有している箇所が多い場合（たとえば高融点はんだを多くの部品に使用している場合等）、各部位ごとに含有率等を報告すると、冗長でデータ容量が大きくなるため、**冗長データを集約する「遵法判断情報の単純化」**を可能とします。

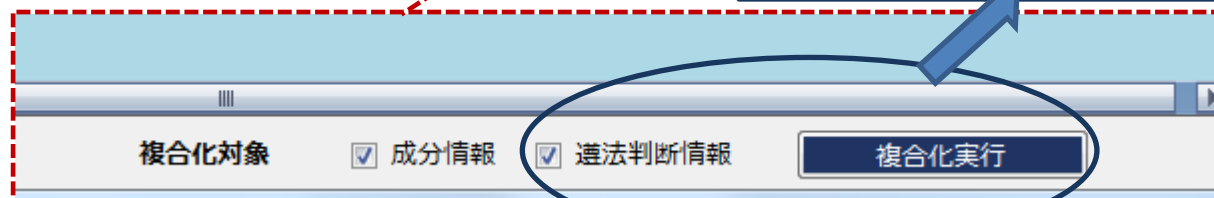
2.3. 新たな機能の追加

【遵法判断情報の複合化】

【データ作成支援ツール 複合化画面】



【遵法判断情報画面 複合化結果】



2.3. 新たな機能の追加

【遵法判断情報の単純化】

【データ作成支援ツール 遵法判断情報画面】

遵法判断情報									
		☒ 全部 ☐ 絞り込み	行追加	削除	成分→遵法判断変換	全クリア	最新化	単純化	
対象物質 ID	物質/物質群	定対	報告用途	報告閾値	含有判定 ☐ のみ表 一括N	含有率 (ppm)	含有量		用途コード ※セルダブルクリックで入力
							含有量	単位	
13	SG013	ヘキサプロモ...	☐ 全製品	意図的添加または0...	N				
14	SG014	鉛/鉛化合物	☒ 以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル...	均質材料中の鉛の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	Y	2000	9.9988	mg	RoHS-6(a)
15						942000	3.297	mg	RoHS-7(a)
16						915000	9.15915	mg	RoHS-7(a)
17						930000	3.255	mg	RoHS-7(a)
18			主として12歳以下の子...	製品中の鉛の0.01...	Y	724.93	25.7099522	mg	ZZ-RepA...

含有率は最大値に、含有量は合計値に変更。

※用途コードが異なる場合は、単純化されない。

※含有量は、含有率が閾値を超えた部品等の含有量の合計。

対象物質 ID	物質/物質群	定対	報告用途	報告閾値	含有判定 ☐ のみ表 一括N	含有率 (ppm)	含有量		用途コード ※セルダブルクリックで入力
							含有量	単位	
13	SG0...	ヘキサプロ...	☐ 全製品	意図的添加または0...	N				
14	SG014	鉛/鉛化合物	☒ 以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または...	均質材料中の鉛の0.1重量% (1000pp...	Y	2000	9.9988	mg	RoHS-6(a)
15	4					942000	15.71115	mg	RoHS-7(a)
16			主として12歳以下の子...	製品中の鉛の0.01...	Y	724.93	25.7099522	mg	ZZ-RepA...
17			子供向けの玩具及び製...	表面塗装中の鉛の0...	N				

2.3. 新たな機能の追加

2) 部品質量の変更機能



- データ作成支援ツールver.1では、部品質量は画面上非表示で、部品毎に材質質量を積上げた値を部品質量として内部的に設定しています。
- chemSHERPAでは、製品質量と材質質量の総量はイコールとなること（材質は全て報告）が基本的なルールですが、ツール上のエラーチェックは以下の仕様になっています。

材質質量の合計	アラートのレベル
製品部品質量の 110%超	エラー
製品部品質量の 100%を超え 110%以下	警告
製品部品質量の 90%以上 100%以下	正常
製品部品質量の 90%未満	警告

- chemSHERPAの機能として、成分情報から遵法判断情報への変換機能がありますが、部品質量を閾値判定の分母とする遵法情報では、正しい部品質量で計算されていない可能性があります。
- この問題への対応として、データ作成支援ツールver.2では、部品質量を画面上に表示し、材質質量を積上げた値を任意に変更できる機能を追加しました。

2.3. 新たな機能の追加

【データ作成支援ツールにおける部品質量の表示/修正】

chemSHERPA-AI (作成支援) ツール

ファイル
EXCEL出力 (参照用)
Articleフラグ表示
部品質量合計表示

成分情報画面で、メニューバーから「部品質量合計表示」を選択

chemSHERPA-AI 成分情報画面 ToolVersion : chemSHERPA-A2.00.00

ファイル
■ 成分情報 画面 成形成品ツール

製品品番 CableA-1k1 確定日時 対象エリア IEC62474
製品名 端子付きケーブルA_1m 製品質量 10.8g ※ctrl+マウススクロールで拡大縮小

成分情報 物質情報更新 行削除 全クリア

階層		部品		材質									
名称	員数	名称	員数	質量	単位	用途	分類記号	名称	質量	単位	公的規格	コメント	物質
行追加		行追加		再計算		選択	行追加						選択
1		ワイヤー	5	1.5	g	1.母材	R311	銅(例, ケーブ...	1.5	g			Lithium perfluoro
2													Cadmium nitrate
3		被覆	1	800	mg	2.被覆	P514	P V C	0.8	g			Bis(2-ethylhexyl)
4		端子	1	2.5	g	1.母材	R101	鉄銅/鍍銅/焼...	2.4997	g			Lead
5													Cadmium nitrate
6						6. (表面処理...	S008	金めっき	0.3	mg			

2.4. データ作成支援ツール Ver.1における課題対応

1) 画面上での操作簡略化



- メニューの階層を減らす/移動する、画面遷移時の手順を減らすなど、幾つかの操作簡略化対応を実施しています。

ex)【基本情報画面からの遷移】

■ Ver.1.07

対象製品の行をチェックして
遷移ボタンを押下

■ Ver.2.00

対象製品の行で直接遷移
ボタンを押下

2.4. データ作成支援ツール Ver.1における課題対応

2) 利便性の向上



- 作成済みデータ引用で複数データを含むファイルも取り扱える、列幅の変更結果が画面遷移しても維持される等、利便性の向上を意図した対応を実施しています。

ex) 【基本情報画面 作成済みデータ引用】

成分	選定	製品名	製品品番	メーカー名	数量	質量単位	シリーズ番号
1	表示	ボンディングワイヤ	CU-001	シエルパ(金庫株式会社)	35	mg	
2	表示						
3	表示						
4	表示						
5	表示						

製品名	製品品番	メーカー名
ワイヤー	HD4567	JAMP株式会社
フィルム	LMN8901	JAMP株式会社
複合化	test_intergrated	jamp

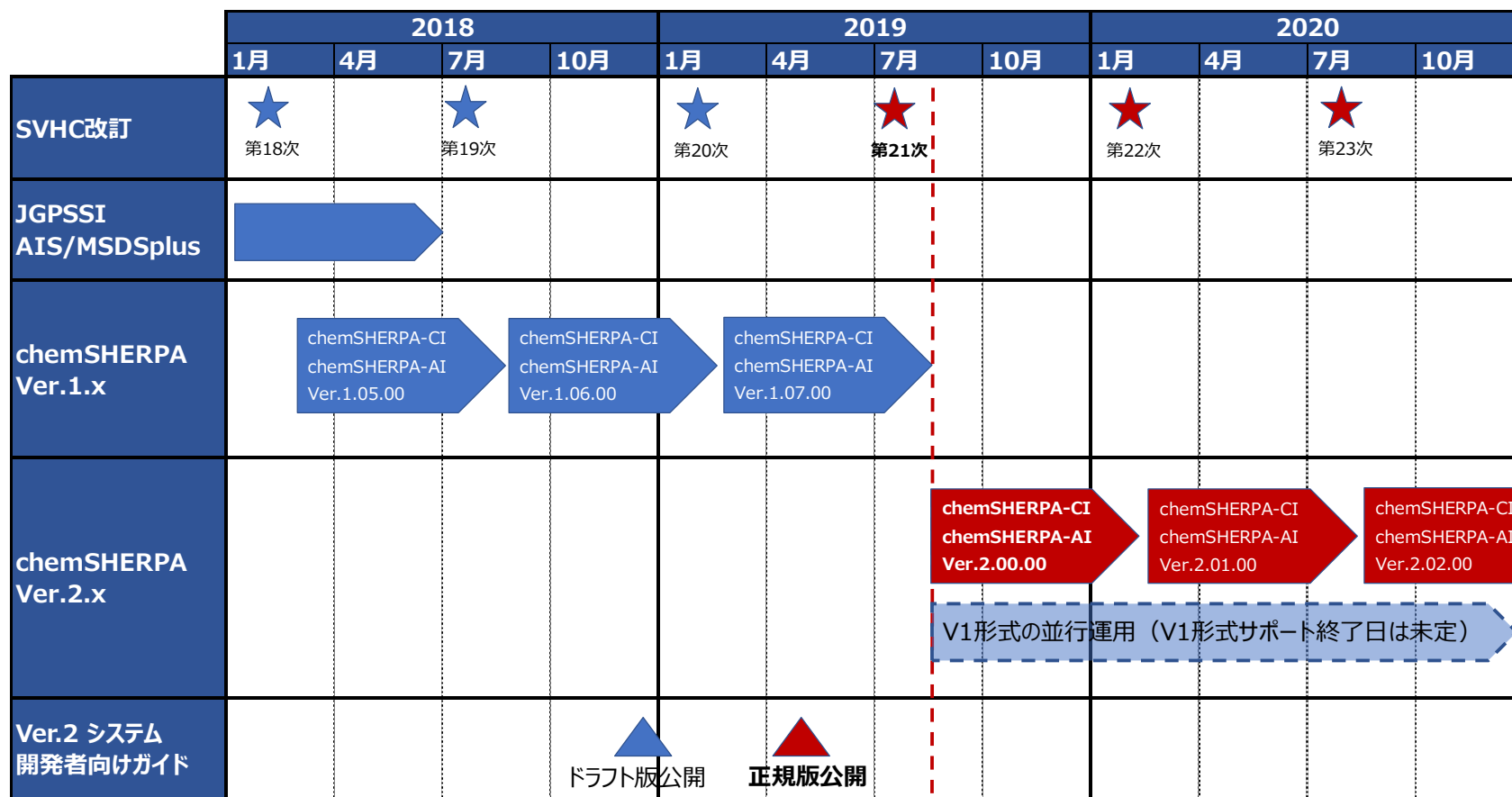
複数データを含むファイルを指定した場合、複数データの一覧から対象を選択する事が可能です。

2.4. データ作成支援ツール Ver.1における課題対応

3) その他 改善項目

- 成分情報画面において、含有率（%）の有効桁が小数部4桁のため、最小値の入力が1ppmとなっていました。小数部の有効桁を7桁に拡張することにより、最小値1ppb まで表現可能※としました。 
※小数部7桁が有効となるのはV2形式で出力した場合のみとなります。
1ppm未満で設定された含有率をV1形式で出力した場合、小数部の有効桁は4桁となり、含有率の出力結果は1ppm（0.0001%）に丸められます。
- 遵法判断情報画面において、これまで含有量は任意入力項目でしたが、SVHC等では含有量の報告が必要となるため、必須入力項目に変更しました。
- 遵法判断情報画面において、RoHS等の対象物質の含有判定が「Y」で、閾値を越えた含有率として報告されている場合でも、用途コードで「Below threshold（閾値未満）」が選択可能となっていた矛盾を解消（エラーとして検知）しました。
- 前述以外にも、化学品/成形品ツール共に、エラーチェックの厳格化や画面表示内容の見直しなど、データ作成支援ルール Ver.1で課題とした複数の事項に対する改善を実施しています。

3. chemSHERPA Ver.2 改訂スケジュール



- chemSHERPA Ver.2の公開は次回の定期改定タイミングとなる**2019年8月末頃を予定**しています。
- Ver2.公開前にデータ作成支援ツール Ver.2の入手を希望されるJAMP会員企業には流通不可を前提に事前提供します。提供時期については別途アナウンスします。

4. バージョンアップにおける留意点

【データ作成支援ツールをお使いの皆様】

- データ作成支援ツール Ver.2は、幾つかの利便性改善等は実施していますが、現状のVer.1ツールの画面構成や使用手順に大きな変更はなく、Ver.1のデータも取り扱いが可能となりますので、現状取り扱われているVer.1データをそのまま活用可能です。但し、REACH SVHC算出分母の解釈が製品重量から構成部品になったことにより、これまでのVer.1で作成したデータ『遵法判断情報のSVHC』の含有判定については、再判定が必要となります。
- V1形式のサポート期間中は、サプライチェーンにおける各社の切替タイミングなどの都合により、V1形式、V2形式の混在する運用が想定されます。管理対象物質リスト自体は同じものを使用しますが、V2形式で作成した情報をV1形式として取り扱われる場合、意図した情報が損なわれる可能性があるため、留意が必要です。（ArticleフラグはV1形式では伝達されません。また適用除外用途を1物質に対し複数設定している場合もひとつの適用除外用途しか伝達されません。）

4. バージョンアップにおける留意点

【データ作成支援ツール以外のITシステム】

- IEC62474 Ed2.0/2018に準拠したchemSHERPA Ver.2の要求仕様に基づきシステムの改修が必要となります。Ver.1の要求仕様ではV2形式のデータを取り扱う事はできません。
- V2形式のデータを取り扱うためには、最低限本書『2. chemSHERPA Ver.2 主な変更点』『1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応』で述べている対応が必須となります。
- 当面V1形式での運用を続けられる場合も、今後提供される物質リストは最新のVer.2.xとなりますので、既存システムへはVer.2.xで追加された項目などを除外したデータのアップデートが必要となります。
- ITシステム関係者の皆様にはVer.2対応版のシステム開発者向けガイドを提供しています。（β版のガイドは2018年12月から提供開始、正規版ガイドについては2019年5月から提供開始）



※説明資料の12頁に関して、修正があり
次頁に修正点を補足追記しています。

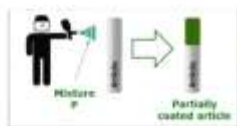
■ 修正点補足：Articleフラグのデフォルト設定について

説明会資料では当例示のケースで「材質のArticleフラグをユーザがONに修正する」と説明していますが、ECHAのガイダンスの例示によれば材質情報で母材とされる情報はファーストアーティクルに該当する（すなわちアーティクルと判断されるべき最小単位の“部品”）と考えられます。

このことからchemSHERPAのデータ構造上では基本末端に定義される部品情報、**およびその構成材質中の母材に該当する材質情報をアーティクルと判断され得る最小単位の“部品”（ファーストアーティクル）としてArticleフラグをデフォルトで設定**とします。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

・ 前述通りchemSHERPAでは、末端に定義される「部品（原部品）」にArticleフラグを設定しますが、欧州司法裁判所の判決を受けて改訂された REACH 規則の成形品に関するガイダンス(第4版)では、塗料や接着剤中のSVHCについて、次のように示されており、金属の棒などのArticleに塗料で着色する場合、金属棒中のSVHC濃度の分母は金属棒の重量、塗料中のSVHC濃度の分母は金属棒と塗料の合計重量となるとされています。



REACH13条のもとでの情報伝達
Article中のSVHC: Article中の母材
塗料中のSVHC: Article中の母材 + 塗料の重量

・ chemSHERPAでは上記のようなケースも想定し、デフォルトで自動的に設定されるArticleフラグを任意に変更（修正）できる仕様としています。

2.1. IEC62474 Ed2.0/2018 対応

【データ作成支援ツールにおけるArticleフラグの表示/修正】



デフォルトの状態では、「部品（Coated）」に「on」となっている。誤時は材質が Article に該当すると判断した場合、ユーザが材料を「on」に修正。